

(様式5)

第二次坂井市観光ビジョン基本計画策定業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 坂井市発注に係る第二次坂井市観光ビジョン基本計画策定業務（当該本業務内容の変更に伴う本業務を含む。以下「本業務」という。）
- (2) 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇（株）・（株）□□共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇△△に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇設計(株)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(株)□□事務所

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇（株）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、企業体を代表して、委託者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者であ

る企業が破産または解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対してその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該本業務について委託者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇(株) 〇〇% (代表構成員)
(株)□□ 〇〇% (構成員)

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織、編成および設計の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の委託契約の履行および下請契約その他の本業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行△△支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座により取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当企業体が本業務を完成する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務において契約の内容に適合しないときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めがない事項)

第19条 この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇(株)外〇社は、上記のとおり本業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(代表構成員) 〇〇設計(株)㊞
代表取締役〇〇〇〇代表者㊞

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(構成員) (株)□□事務所㊞
代表取締役〇〇〇〇代表者㊞